

●申請書等の提出

【4月1日(水)から14日(火)まで町民課住宅係へ提出】

◎必要書類

- ①『住宅改修促進助成事業補助金交付申請書』
- ②住民票（申請者のもの）
- ③町税及び税外収入の滞納の有無を調査することについての同意書
（町外で市町村税等が課税されている場合、課税されている市町村における納税証明書）
- ④住宅の所有者が明らかとなる書類（家屋証明書、登記簿謄本等）
- ⑤工事内容及び要する費用の積算基礎が明らかとなる書類（工事設計書、見積書等）
- ⑥写真（工事施工前の状況を撮影したもの）
- ⑦その他町長が必要と認める書類

※助成予定件数は40件です。（改修35件・解体5件）

解体工事の申込件数により、改修工事の件数を調整します。

また、申し込みが多数の場合は、抽選となります。抽選となる場合は、申込者へ抽選日の通知をします。

●助成対象者の決定

- 工事前の状況を現地で確認します。（担当職員が伺います。）
- 羽幌町住宅改修促進助成事業補助金交付決定通知書が送付されます。

※改修・解体工事は交付決定通知を受けてから着工してください。

◎交付決定後提出書類

- 助成金を交付する際の『口座番号届出書』

●住宅リフォーム等開始（工事着工）

工事を着工した場合は速やかに着手届を提出してください。

◎着工後提出書類

- ①『羽幌町住宅改修促進助成事業着手届』
- ②施工業者との契約書又は請書の写し

●住宅リフォーム等終了（工事完了）

工事が完了した場合は速やかに完了届を提出してください。

◎完了後提出書類

- ①『羽幌町住宅改修促進助成事業完了届』
- ②写真（改修・解体工事施工途中、施工後の状況を撮影したもの）
- ③領収書の写し（改修・解体工事支払代金に関するもの）

⇒提出後、担当職員が完了後の状況を検査に伺います。

●助成金交付決定

完了検査終了後、羽幌町住宅改修促進助成事業補助金確定通知書及び羽幌町住宅改修促進助成事業補助金請求書を送付します。

通知が届き次第すみやかに補助金請求書を提出してください。

◎確定通知後提出書類

- 『羽幌町住宅改修促進助成事業補助金請求書』

改修工事の内容

区分	改修工事の内容
増改築工事	既存の住宅部分の存しない個所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事又は一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事
除却工事	居住の用に供さなくなった老朽住宅を解体し、除去する工事
修繕及び模様替え工事	<p>1 住宅の耐久性を高めるための工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物の嵩上げ工事又は床を高くする工事</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>2 住宅の安全上又は防災上必要な工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打ち等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料で葺き替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の工事</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(4) 建具の取替え等の工事</p> <p>(5) 壁紙の張替え工事</p> <p>(6) 断熱構造化工事及び遮音工事</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>4 住宅の環境性能を良好にする工事</p> <p>(1) 太陽光発電施設を設置する工事</p> <p>(2) 高効率給湯器を設置する工事</p> <p>(3) オール電化工事</p> <p style="text-align: right;">など</p>